

保育所保育指針の改訂の概要

平成11年10月19日

厚生省

1 保育所保育指針の性格

保育所保育指針は、保育所に入所している児童への日々の保育内容等に関する視点や方向性などを、保育所保育のガイドラインとして示したものであり、中央児童福祉審議会の意見具申を受けて、児童家庭局長通知によって全国に示されているものである。

2 保育指針改訂の理由

保育所保育指針は、昭和40年に制定され、平成2年の改訂を経て現在に至っているが、改訂後も少子化の一層の進行や女性の社会進出の増大など保育を取り巻く環境は著しく変化している。

保育所保育指針に示されている保育の内容や保育所の果たすべき機能を、こうした変化に対応したものにすることが必要となり、中央児童福祉審議会に保育所保育指針検討小委員会を設置（平成10年10月）し、改訂作業に着手した。

3 見直しの視点

- (1) 児童、家庭を取り巻く環境の変化
- (2) 児童福祉法の改正（平成9年6月）
- (3) エンゼルプランの策定や緊急保育対策等5か年事業の実施等、保育施策の新たな展開
- (4) 学問的研究・保育実践の進歩
- (5) 幼稚園教育要領の改定（平成10年12月）

4 改訂の主な内容

- (1) 児童福祉法の改正に対応して、保育所における地域の子育て家庭に対する支援機能を新たに位置づけた。
- (2) 研修を通じた専門性の向上、守秘義務の徹底、体罰等の禁止、性別による固定的役割分業意識を植え付けることのないような配慮など、保育士の保育姿勢に関する事項を新たに設けた。
- (3) 家庭、地域社会、専門機関との連携、協力関係の必要性を明確化した。

(4) 各年齢別の保育の内容に、子どもの発達段階に対応した保育士の関わり方を示した「保育士の姿勢と関わり方の視点」という項目を設けた。

(5) 乳幼児突然死症候群の予防、アトピー性皮膚炎対策、児童虐待等への対応などの課題について、「第12章 健康・安全に関する留意事項」において新たな項目を設け、必要事項を記載した。

(6) 「第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など」を新たに設け、多様な保育ニーズへの対応、地域における子育て支援、職員の研修等について記載した。

(7) 幼稚園教育要領と同様に5領域を維持するとともに、「生きる力の基礎を育てる」や「自然体験、社会体験の重視」等幼稚園教育要領の改正内容との整合性を図った。